

秋田県・市町村協働政策会議総会次第

日時 平成23年7月29日（金）午後2時30分～

場所 秋田県市町村会館5階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（１）市長会、町村会提案について

- ア 再生可能エネルギーの導入推進について（市長会）
- イ 再生可能エネルギーの普及に係る協働について（町村会）
- ウ 給与所得に係る個人住民税の特別徴収の推進について（市長会）
- エ 災害発生時の県・市町村間の連携見直し等について（町村会）

（２）県提案について

- ア 県及び市町村の「地域防災計画」の見直しについて
- イ 県民運動による「がん検診」の推進について

（３）東日本大震災からの復興に向けた県と市町村の共同アピールについて

（４）県と市町村との機能合体について

（５）前回協働政策会議のフォローアップについて

（６）その他

4 意見交換（フリーストーキング）

5 閉 会

秋田県・市町村協働政策会議の市町村提案事項について

秋田県市長会（湯沢市）

項 目 名	再生可能エネルギーの導入推進について
提 案 要 旨	県内にある森林、地熱、風力等の有効な資源を活用しながら、県と市町村が協働で再生可能エネルギーの導入を推進し、エネルギー自給率の向上と関連産業の振興を図る。
理 由 (背景等)	未曾有の被害をもたらした東日本大震災で表面化した我が国のエネルギー問題は、原子力発電の安全性や石油類の流通停滞など多くの課題を残した。 風力や地熱、森林及び雪を利用した冷熱など、豊富な地域のエネルギー資源を持つ、秋田県及び各市町村が協働でその導入を推進し、エネルギー自給率の向上を図っていく必要があると考える。 同時に、県内において再生可能エネルギー分野での新たな産業の確立につながれば、経済活動の活性化にも資するものと考えられる。

秋田県・市町村協働政策会議の市町村提案事項について

秋田県町村会

1	項目名	再生可能エネルギーの普及に係る協働について
	提案要旨	再生可能エネルギーの広域的普及や効率的実用を目指すため、県・市町村の協働による調査・検討を行う。
	理 由 (背景等)	緑の分権改革推進事業や環境未来都市構想など、全国の自治体においては、再生可能エネルギーの普及・推進に関する取組が増加している。 特に今般の原子力発電所の事故は、国民生活に多大な影響をもたらしているところであり、あらためて再生可能エネルギーによる小規模発電の可能性が注目を集めている。 しかしながら、このような再生可能エネルギーの検討については、現在は個々の市町村で取り組んでいるものの、専門的知識・技術を持つ職員の配置が困難であり、市町村単独では推進に苦慮している。 再生可能エネルギーについては、これまでの比較的大規模な風力、地熱等の活用や関連企業の誘致に加え、自然豊かな本県に相応しい、身近で小規模な水力、風力、太陽光などによる電力や、木質バイオマス、バイオエタノールなどによる燃料等の供給体制を各地域に普及・啓発していくことが求められており、今後の展開によっては市町村域を越えた広域での事業化の可能性も考えられる。 こうしたことから、県と導入を積極的に検討している市町村とが連携し、地域（市町村有施設や所在企業、各種産業関連団体等を含む）への適性や効果、さらには高効率化を図る新たな技術等に関する調査・検討に取り組んでいく必要がある。

秋田県・市町村協働政策会議の市町村提案事項について

秋田県市長会（秋田市）

項 目 名	給与所得に係る個人住民税の特別徴収の推進について
提 案 要 旨	給与所得に係る個人住民税の特別徴収について、全事業所の特別徴収義務者指定を全県的に推し進めるために、県および県内市町村の担当者による全県レベルの協議会を設置し、対応の強化や完全移行への具体的なスケジュールを作成して、早期完全実施に向けた取組を開始する。
理 由 (背景等)	地方税法の遵守による税負担の公平性の確保や、徴収率向上の観点から、個人住民税の特別徴収事業者数の拡大は大きな課題となっている。秋田県では、県と市町村が連携して、特別徴収の実施を事業者に呼びかけてきているところであるが、その実施率は、4割程度にとどまっているのが現状である。 県外においては、給与支払の際に源泉徴収を行うすべての事業所に対し、原則、個人住民税の特別徴収義務者の指定を行おうとする動きが広がっている。 個人住民税の徴収は、県と市町村の共通の課題であり、特別徴収の更なる推進に向けては、県内全域で足並みをそろえることが不可欠である。

秋田県・市町村協働政策会議の市町村提案事項について

秋田県町村会

2	項目名	災害発生時の県・市町村間の連携見直し等について
	提案要旨	災害発生時において、各市町村は住民への適切な指示や情報提供を行う責務があるが、東日本大震災では、長時間にわたる停電により、県・市町村間の通信手段の確保が困難だったこともあり、県との十分な災害情報の共有ができない状況に至ったことから、防災計画における県・市町村の連携を今一度見直し、あらためて強化を図る。
	理 由 (背景等)	東日本大震災では、本県においても、全県域に及ぶ長時間の停電をはじめ、長期にわたる食料・水・燃料の不足等に見舞われた。市町村においては、電気などのライフラインに関する情報をいち早く住民に伝え、不安を取り除くことが必要となったが、十分な情報提供や指示ができない事態が発生し、住民の不安は極度に達した。 これは、初動において、想定を超えた長時間停電に起因する通信手段の喪失もあり、市町村では住民が必要とする情報を、県全体の災害状況を集中管理する、県災害対策本部との間で十分共有できなかったことも一因にあると考えられる。 また、その後の情報収集については、岩手宮城内陸地震の際にも課題となったことから、大きく改善されたことは評価できる一方で、市町村では一元的に管理できない状況もなお散見された。 以上のことから、大規模災害を想定した県と市町村との協働により、情報通信手段の確保と情報共有のあり方の見直しなど、防災計画に係る県・市町村間の連携強化をあらためて図る必要がある。

秋田県・市町村協働政策会議の提案事項について

部局名 総務部

項 目 名	県及び市町村の「地域防災計画」の見直しについて
提 案 要 旨	東日本大震災を踏まえ、「地域防災計画」の見直しについては、県と市町村のさらなる連携・協力により取り組むこととしている。 見直しに当たっては、現在設置されている「秋田県地震被害想定調査検討委員会」や、その後実施する「地震被害想定調査」などの様々な情報を、随時、市町村に提供し、情報の共有化を図っていく。
理 由	これまでも、「地域防災計画」の見直しに当たっては、県・市町村が連携し、対応してきたところである。 この度の東日本大震災を教訓とし、県では、見直しの前提となる「地震被害想定調査」の実施に向け、学識経験者等で構成する「秋田県地震被害想定調査検討委員会」を設置し、想定地震等について検討を行っている。 見直しに当たっては、「地域住民の安全確保」や「被害を最小限に留める」ことを主眼とし、市町村との連携をより深め、情報共有等を図りながら取り組むとともに、市町村の地域防災計画の見直しが円滑に行われるよう、サポートしていく。

秋田県・市町村協働政策会議の提案事項について

部局名 健康福祉部

項 目 名	県民運動による「がん検診」の推進について
提 案 要 旨	本県では、がん死亡率が高い一方で、その改善に有効ながん検診の受診率は低迷している。このため、県では、がん検診の受診率向上を目指し、県、市町村、民間が幅広く参画する「秋田県がん検診推進協議会」を立ち上げた。今後、裾野の広い「県民運動」として展開するため、県、市町村、民間が、より積極的に協働して取組を進める。
理 由	本県は、高齢化の進行と相俟って、がんによる死亡者が増加傾向にあり、平成 21 年に初めて 4 千人を超えたほか、人口 10 万人当たりがん死亡率（粗死亡率）は 14 年連続で全国 1 位であることから、その改善は喫緊の課題である。 その一方、その改善に有効とされるがん検診の受診率は、目標としている 50％に及ばず 10～20％台と低迷している。このため、去る 6 月 3 日、がん検診の受診率向上に向けて、県、市町村、民間が幅広く参画して行動する「秋田県がん検診推進協議会」の設立をみたところである。 今後、この協議会の具体的な活動として、既に開始している「県内巡回キャラバン」を始め、「出前ミニがん講座」、「タウンミーティング」などの普及啓発活動や、「地域のがん検診応援団」づくりなどの取組を展開することとしている。 県民が、「健康な時にこそ定期的に検診を受ける」という意識を持ち、誘い合ってがん検診に足を向ける機運づくりを、「県民運動」として推進するため、本協議会活動を通じ、県、市町村、民間がより積極的に協働して、がん検診の受診率向上対策に取り組むことが必要である。

県と市町村の機能合体の進捗状況

資料7

平成23年7月 企画振興部

1 各地域における機能合体の取組

① 平鹿地域振興局と横手市との機能合体の推進

事務事業の移管等を通じた執務体制の一体化・共同化、関係部署が同一のフロアで執務を行うワンフロア化、権限移譲、類似業務の連携実施など、分野毎に機能合体を推進。

◇観光・商工及び農林分野

平鹿地域振興局内にワンフロア化。県職員の市への派遣、必要経費の交付等により、事業を一元的に実施。

◇建設分野 横手地域道路等協議会を設置し、幹線道路網計画策定、共同パトロール等を実施。建築確認業務を市に一元化。県営住宅管理業務の一部を市に移管。

◇健康・福祉・環境分野

会議、研修会の共同開催。廃棄物、公害、ごみ減量化等の業務の共同化。

② 他の地域における機能合体の調査・研究

横手平鹿地域の取組をモデルとして、全県的に機能合体を進めるため、各地域振興局毎に県と市町村が共同で研究会等を設置し、行政各分野における機能合体に関する調査・研究を実施。可能なものについて24年度からの実施を目指す。

2 分野別の機能合体の取組

① 観光振興

- 県と仙北市によるT I C（ツーリスト・インフォメーション・センター）の共同運営。広域及び外国人観光案内、滞在体験型商品の開発、内陸線利活用、学習旅行支援等の事業を実施。
- 鹿角、由利地域において、県・市町村による新たな組織を設立し、広域観光推進などの関連業務を共同実施。

② 消費生活相談

県生活センター北部相談室（大館市）及び南部相談室（横手市）を設置し、県及び市町村の相談窓口体制を強化するとともに、県・市町村の担当者・相談員と一緒に相談業務を行うことを通じた実践研修を実施。

③ 職員研修

県・市長会・町村会の3者で研修実施の基本協定を締結。県・市町村の職員等で構成する協議会において研修カリキュラムの見直しを行い、合同研修の対象・講座を拡大するとともに、地区別の出前講座を新たに開催。

④ 地方税徴収対策

県と全市町村による「秋田県地方税滞納整理機構」を運営。市町村からの引き継ぎ事案について、滞納処分（差押）を執行するなど、滞納整理を促進。

⑤ WEB会議システム（各種相談業務等）

市町村と県の相談機関をオンラインで接続。
（能代市、男鹿市、北秋田市、小坂町、藤里町、三種町、八峰町、東成瀬村の8市町村）
消費生活、定住等の各種相談業務のほか、各種ヒアリング等にも活用。

⑥ 生活排水処理の広域共同化

効率的な生活排水処理施設の運営管理を行うため、県・市町村協働で汚水・汚泥処理の広域共同化及び下水バイオマスの利活用（高付加価値化）を推進。
（あきた循環のみず推進計画の策定、下水バイオマスの利活用に向けた県内受入先の調査等）

⑦ 道路維持管理

- 県と市町村の交換除雪道路網の更なる拡大
平成22年度 県が市町村道を除雪75.2km 市町村が県管理道路を除雪63.7km
- 新しい道路ネットワークの協働
市町村道において県管理道路と同等の管理レベルを確保するため、県と市町村との間で道路ネットワークの協働に関する協定を締結し、パトロールの一体化等を実施。

⑧ 秋田内陸活性化本部

県、北秋田市、仙北市による内陸線の利用促進及び沿線地域の活性化のための機能合体組織（北秋田市阿仁庁舎）。
駅機能の多様化による賑わい創出やパンフレットの作成、エリアバスの首都圏での販売促進などの事業を実施。

⑨ 事務所の相互利用

- 東京事務所に市町村職員が出張時に利用できるコーナーを運営
（パソコン、打合せスペース等配置）
- 大仙市の建築確認業務部署を、業務の適切かつ効率的な執行等の観点から、仙北地域振興局内に配置。

⑩ 電子入札システムの共同利用

県・市町村双方のコスト削減のため、県の電子入札システムを市町村が共同利用。
（大仙市、由利本荘市、男鹿市）

観光分野における機能合体の進捗状況等について

産 業 労 働 部

県内各地域において県・市町村・関係団体等からなる研究会等を立ち上げ、23年4月以降の機能合体の順次実施を目指すため、事業内容や実施体制などの検討を進めている。各地域の進捗状況等は以下のとおり。

1 先行事例

(1) 仙北市 T. I. C (ツーリスト・インフォメーション・センター)

- ・ 平成22年4月に角館駅前に設置。
- ・ 平成22年7月に策定したアクションプランに基づき、①広域及び訪日外国人観光案内、②滞在体験型旅行商品の開発、販売、検証、③「あきたTABIYORI」の発行、④秋田内陸線の利活用及び促進、⑤学習旅行支援等を実施。
- ・ 平成23年度予算は、事業実施に関して県と市がそれぞれ1/2負担。

(2) 平鹿地域振興局と横手市とのワンフロア化

- ・ 平成23年度より、平鹿地域振興局の観光担当職員2名を市に派遣、物産・商工労働担当職員4名を市の併任職員として、市の観光物産、マーケティング推進、商工労働の各課長のもとワンフロアで一体的に業務を実施。(5月2日より執務開始)
- ・ 観光に関する共同事業として、①広域観光ルート・着地型観光メニューの造成、②観光情報の発信、③食・農・観連携による売れる商品づくりやビジネス化の促進、④観光案内人の育成・支援等を実施。
- ・ 予算は、移管した観光業務に係る経費を交付金として市に支出。

(3) 鹿角広域観光推進会議

- ・ 平成23年3月25日、「観光振興に関する機能合体協定」を締結。
- ・ 共同で広域観光の推進に関する業務を効率的に実施するため、「鹿角広域観光推進会議(事務局：鹿角地域振興局)」を平成23年4月に設置。
- ・ 事務局の構成は、県4名、鹿角市・小坂町各1名の計6名体制。
- ・ 6月議会で鹿角市、小坂町の予算を受け入れ、振興局予算と合わせて、青森、岩手両県と連携した観光キャンペーン、首都圏等からの教育旅行誘致、県外での誘客イベントなど観光振興に関する事業を実施。

(4) 由利地域振興局

- ・ 平成23年3月14日、「由利地域広域観光振興における機能合体に関する協定」を県、由利本荘市、にかほ市が締結。
- ・ 平成23年4月に「由利地域観光推進機構」を設立。県、由利本荘市、にかほ市が広域観光振興のための関連業務を共同で実施。
- ・ 体験型観光を推進するため、体験素材の掘り起こしや体験モニターツアーの実施、体験インストラクターの養成講座など、平成24年度からの実施に向けた準備を進めることとしている。

2 その他地域における検討状況

現在、各地域振興局で機能合体に関する研究会等を立ち上げ、協働事業の範囲や内容等について検討を行っている。

地域振興局	概 要
北秋田地域振興局	・平成23年2月28日、研究会及びWGを設置。 ・観光機能合体の対象となる事務事業の洗い出し等を実施中。 ・平成23年9月を目途に報告をとりまとめる予定。
山本地域振興局	・平成23年5月19日、研究会及びWGを設置。 ・観光機能合体の対象となる事務事業の洗い出し等を実施中。 ・平成23年9月を目途に報告をとりまとめる。 ・「あきた白神観光協働推進チーム」を立ち上げ、「あきた白神地域」の観光PR活動事業を試行的に実施予定。
秋田地域振興局	・平成23年2月17日、研究会を設置 ・観光を含め個別テーマごとに合体の可能性を検討していく。 ・管内7市町村が一体となった機能合体は困難との認識。
仙北地域振興局	・平成23年4月19日、大仙市、美郷町との研究会を設置 ・観光・物産振興分野における業務内容等について情報交換を行い、機能合体の可能性について検討していく。
雄勝地域振興局	・平成22年6月16日、研究会を設置 ・これまで、管内市町村と協議を重ねており、23年度中に機能合体組織の活動を目指し検討を進めている。

3 今後の取組方針

取組が先行している地域については、24年度からの事業の本格実施に向けて、組織体制や予算などに関する具体的な協議を進めていくこととしている。

また、協議が進んでいない地域についても、概ね秋頃までには組織設置など一定の成果を上げることが目標に、機能合体による地域の特長を活かした協働事業の実施に向けた検討等を進めていくこととしている。

秋田県・市町村協働政策会議総会（平成22年10月20日）における協議結果のフォローアップについて

平成23年7月29日
秋田県企画振興部

平成22年10月20日に開催された秋田県・市町村協働政策会議において県及び市町村から提案等があった事項について、現在、次のような取組を進めている。

1 市町村提案事項について

市町村の提案	協議結果等	現在の取組状況（予定）
① 総務省が開発実証事業に取り組んでいる自治体クラウドの導入について中長期的観点から本県でも今後検討してはどうか。	県がイニシアチブをとって、県と市町村が研究及び情報共有等を行うために必要な場の設定を行う。	昨年度に引き続き県主催の「クラウド研究会」を開催し、クラウドの一態様であるSaaSについて県・市町村担当者の理解を深めるほか（8/22 開催予定）、「秋田県町村電算共同化協議会」にIT改革とシステム開発に携わる推進監2名が加わり、共同システムの導入に向けた調査・研究を進める。 今後は、国から実証事業の成果品として提供される「自治体向けガイドライン・標準仕様書」に基づき、県と市町村の役割分担を明確にし、事務標準化などの具体的な作業に移行していく予定。
② 米粉用米及び県内の米粉商品・加工食品の販路拡大を図るため、県と市町村、全農あきた等とが連携を図り、県内外において積極的に販促活動を行う。	米粉用米等の需要拡大のため、県と市町村、農業団体が情報共有し、役割分担をしながら進める必要があり、早々に実務担当者協議会を開催する。	平成22年11月25日に、市町村、農業団体等で構成する「米粉需要拡大協働推進会議」を設立し、具体的な推進事項や全県的な米粉商品等のパンフレットを作成するための調査を依頼したところ。今年度パンフレットを作成し、米粉の需要拡大に向けた取組を推進する。

2 県提案事項について

県の提案	協議結果等	現在の取組状況（予定）
① 県道と同様な利用実態となっている市町村道について、協働により県道と同等な維持管理レベルを確保し、利用者利便の向上に寄与する。	県と市町村の管理区分を越えた利便性の高い道路ネットワークを構築するための協議会を設置し、選定した路線について協働で維持管理するほか、県道と市町村道のふりかえも検討する。	7市1町と協議会を設置し、14路線、56.8kmについて、協働で維持管理する協定を締結済み。 2市、3路線、13.1kmについて、協働で維持管理する協定を締結予定。 また、県道と市町村道のふりかえを予定している路線について、協議を進めていく。
② がん対策、少子化対策、感染症対策の観点から、県市町村一体となってVPDワクチン接種を推進するため、自己負担額の軽減措置及び健康被害の補償制度を設ける。	定期接種化や費用支援などに関する国の動向を見つつ、県と市町村が情報を共有し、制度化に向けて協議していく。	子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについては、国が定めた対象者の接種費用の9割を国と市町村が1/2ずつ負担する国の事業が平成22年11月26日に始まり、さらに残りの1割の部分を市町村と県が1/2ずつ負担する本県独自の制度を設けた。 健康被害の補償については、各市町村が加入する保険により対応する制度となっている。

権限移譲推進条例見直し方針について（報告）

平成23年7月29日

企画振興部

1 方針策定の趣旨

- 現在、市町村への権限移譲は県条例により実施しているが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が今通常国会で可決されれば、現在条例で移譲している事務のうち約40が、法律により直接市町村固有の事務となる（法定移譲）ことから、条例の再編・見直しが不可欠となる。
- 法定移譲対象事務の大部分は、H24年4月からの移譲が予定されていることから、H23年度の早い段階から、具体の条例改正作業に着手するために、H22年度中に県と市町村による検討会を開催し、「権限移譲推進条例見直し方針」を策定した。
- 「方針案」については、3月4日付けで各市町村長あてに照会し、修正意見を踏まえ3月28日にとりまとめ。このたび国会の状況を踏まえた時点修正を行い協働政策会議に報告するものである。

2 権限移譲推進条例検討会の開催

- 見直し後の条例もこれまでと同様、県が制定するものであるが、市町村の意見を条例改正に最大限反映するために「権限移譲推進条例見直し検討会」を開催。

11月29日	第一回検討会	見直し方針検討のための論点整理等
1月28日	第二回検討会	新規権限移譲項目に係る意見交換等
3月4日	部長名で各市町村長あてに意見照会	
3月28日	修正意見を踏まえた「見直し方針案」のとりまとめ	

1 基本的な考え方

- 今後の地方自治は市町村が中心になる（基礎自治体優先の原則）。
- 市町村（基礎自治体）が、住民に最も身近な行政主体としての能力を発揮していくためには、自由度、裁量の拡大が必要となる。
- 自由度、裁量の拡大のためには、自らの実施できる事務（権限）の拡大が必要であり、権限移譲はそのためのツールである。

2 移譲事務について

□ 受入事務継続の原則

- 現に条例で移譲を受けているものは、引き続き条例で移譲を継続していくこととする。

□ 法定移譲事務への対応

- 今後、法定移譲に関する政省令の概要がある程度固まった時点で、以下について検討・判断する必要がある。
- 現行条例の移譲対象でないが法定移譲の対象となる事務において、移譲の対象先が例えば市のみで町村が対象とならない場合の扱いなど。

□ 移譲実績がない事務について

- 移譲実績がない事務については、市町村側からは専門職員がいないこと、審議会の設置が困難であるといった人的要因とあわせ、システム導入経費の負担などの財政的要因があげられている。
- 今後、その実現可能性が困難なものとして県・市町村の認識が一致したものについては、条例改正時に見直すこととする。

□ 新規移譲事務について

- 全国的に移譲実績の高い事務や市町村から移譲要望のある事務については、本県における権限移譲推進の観点から、今後も検討を進めていく必要がある。

3 移譲を進めるための支援策について

- これまで人的支援(人事交流制度、サポーター制度等)や権限移譲推進補助金などの財政的支援を実施してきたが、アンケートでもこのような支援策の継続等を望む市町村がほとんどだった。

以上を踏まえ、今後も権限移譲を進めていくためには、市町村への支援は不可欠である。

「あきた結婚支援センター」について

平成23年 7月29日

少 子 化 対 策 局

1 あきた結婚支援センター

- (1) 設 立：平成23年4月1日（業務開始日：4月20日）
- (2) 設 置 場 所：県内3カ所（大館市・秋田市・横手市）
- (3) 事 業 費：49,632千円（H23予算額）
- (4) 職 員 数：14名（センター長1名、事務局長1名、事務職員1名、コーディネーター11名）
- (5) 構 成 員：秋田県、県内全市町村、秋田県労働福祉協議会、秋田県商工会議所連合会、秋田県商工会連合会、秋田県農業協同組合中央会、秋田県社会福祉協議会

2 あきた結婚支援センター事業概要

- (1) 出会いの場の提供
 - 会員登録制による個別マッチング支援・調整
 - 多人数による出会いイベントの情報発信
- (2) 結婚を支援する個人・団体の拡大
 - 結婚サポーターの養成・支援
 - 出会い応援隊の登録・支援
 - 会員団体の募集、賛助団体の募集
 - セミナー・交流会の実施

3 個別マッチング事業の会員登録状況

○会員登録状況は次のとおり（平成23年7月20日現在。入会登録料 10,000円）

項 目	合 計	北センター	中央センター	南センター
登 録 会 員 数	463 人	90 人	264 人	109 人
男 性 会 員 数	344 人	73 人	179 人	92 人
女 性 会 員 数	119 人	17 人	85 人	17 人

※マッチング（お見合い）件数：95組、交際開始件数：31組

4 あきた結婚支援センターに関する市町村の取組事例

- 住民向けPR（庁舎等でのポスター掲示、パンフレット配架、市町村広報による紹介記事の掲載）
- 結婚サポーターの養成協力
- センターとの連携による出会いイベントの開催
- センター入会登録料に対する助成

（参考）市町村別結婚サポーター登録数（平成23年7月20日現在）

市 町 村	人数	市 町 村	人 数	市 町 村	人数	市 町 村	人数	市 町 村	人数
秋田市	3	湯沢市	5	北秋田市	7	藤里町	4	井川町	0
能代市	0	鹿角市	2	にかほ市	1	三種町	1	大潟村	8(4)
横手市	0	由利本荘市	3	仙北市	7	八峰町	3	美郷町	0
大館市	7	潟上市	0	小坂町	0	五城目町	0	羽後町	13
男鹿市	0	大仙市	0(11)	上小阿仁村	0	八郎潟町	0	東成瀬村	0

※（ ）内は現在登録手続き中の人数

平成 2 3 年 6 月 2 9 日
県民生活・被災地支援本部

1 基本的な考え方

- 東日本大震災により東北電力管内の電力供給力が大幅に減少しており、夏期の冷房等による電力需要の増加による突発的な大規模停電の発生や計画停電の実施が懸念されている。
- 大規模停電や計画停電は、県民生活や県内経済へ極めて深刻な影響を及ぼすことから、その回避を目指し、県自らが率先して節電対策に取り組むとともに、行政、事業者、県民総参加による節電対策を推進する。

2 対策の実施期間・時間

- 対策の実施期間・時間は、電力需要の高まる 7 月 1 日から 9 月 9 日までの平日の午前 9 時から午後 8 時までとする。
- なお、これ以外の期間・時間においても、省エネルギーの観点から積極的に節電対策に取り組むこととする。

3 節電の目標

- 国の「夏期の電力需給対策について」に基づき、対策の実施期間・時間における使用最大電力について、昨年比に▲15%抑制することを本県における節電目標とする。

4 目標達成に向けた対策

- 節電目標の達成に向けて、県自らが率先して節電に取り組むとともに、県民、事業者、市町村等に対して節電を働きかけ、連携した節電対策を推進する。

(1) 県の取組

ア 県有施設における節電対策

(ア) 節電目標

- 県が率先して節電に取り組むことにより、市町村や事業者、県民の節電への協力を促す必要があることから、各県有施設の使用最大電力について、▲20%以上抑制することを目標とする。
- 公の施設等については指定管理者等との協議の上、▲15%以上の抑制を目標とする。

(イ) 各施設毎の節電計画の策定・実施

- 目標を確実に達成するため、各施設管理者が「県有施設節電計画書」（別紙 1）により施設管理（ハード対策）に関する節電計画を策定し、県民サービスの維持や職員の健康に十分配慮しながら実施する。
- 節電計画は、日常的に取り組む対策（レベル 1）と需給逼迫警報（仮称）が発出された場合に取り組む対策（レベル 2）の 2 段階の計画とし、警報が発出された場合はレベル 1 の対策に加えレベル 2 の対策を実施する。

(ウ) 勤務形態等に関する取組

- (イ) に掲げる施設管理（ハード対策）に関する節電の取組に加え、勤務形態等に関する対策（ソフト対策）として以下の取組を実施する。
 - ① 昼休み休憩時間の繰り下げ（午後 1 時から午後 2 時まで）
 - 全県的な電力使用のピークが午後 1 時から午後 3 時までであることから、消灯などにより電力使用が低下する休憩時間を繰り下げることにより、ピーク電力の引き下げを図る。
 - ② 夏季休暇等の集中取得の推進（7 月 1 日から 9 月 9 日まで）
 - 職員の健康の維持増進と事務能率の向上を図るとともに、パソコンの電力使用を抑えるなど、節電対策の観点からも実施期間における夏季休暇等の集中取得を奨励する。
 - ③ 定時消灯日の設定（原則毎週金曜日）
 - 毎週水曜日に実施している「ノー残業デー」に加え、夜間の時間外勤務を縮減し、パソコンや照明器具等に要する電力使用を抑えるため、実施期間中の原則金曜日について、定時退庁と消灯に努める。
 - ④ ノー残業デーの徹底
 - ⑤ クールビズ（夏の軽装）の推進

イ 広報啓発活動の推進

- 各家庭に対して、県が別に示す節電対策メニュー（別紙 2）等を活用し、節電の取組等の情報提供を行う。
- 情報提供にあたっては、県広報や県のホームページをはじめ、市町村、業界団体及び報道機関等の協力を得ながら、様々な媒体を活用するとともに、各種イベント等の機会を利用した広報を推進する。
- 県民、事業者から節電に関するアイディア、意見を募集し、県のホームページ等により広く情報提供を行う。
- 広報啓発活動に際しては、過度の節電による熱中症等の健康被害の発生を防止するよう十分留意する。

(2) 家庭における取組

- 各家庭においては、節電対策メニュー（別紙 2）等を参考に、節電のための具体的な行動に積極的に取り組むこととする。
- 節電の取組にあたっては、夏の電力使用のピーク時間帯である、お昼前の時間や午後 1 時から 3 時頃にかけて、例えばエアコンを使用するときは他の消費電力の大きな電気機器（電子レンジやアイロン、掃除機や洗濯機等）の使用を抑える（「エアコンつけたらレンジオフ」）など、無理のない範囲で効率的に取り組むこととする。
- 節電を意識するあまり、健康を害することのないよう注意し、特に、気温や湿度の高い日には、適度にエアコン等を使用して熱中症を予防するなど、健康を優先した節電対策に取り組むこととする。

(3) 事業者の取組

ア 大口需要家（契約電力500kW以上の事業者）の取組

- 大口需要家においては、政府の「夏期の電力需給対策について」に基づき、事業活動のあり方などにも踏み込んだ抜本的な需要抑制の具体的な対策について、計画を策定し実施することとする。
- 電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を遵守するとともに、適用除外・制限緩和の対象施設にあっても、できる限りの節電に取り組むこととする。

イ 小口需要家（契約電力500kW未満の事業者）の取組

- 小口需要家においては、政府の「夏期の電力需給対策について」に基づき、それぞれの事業の形態に適合する形で、照明・空調機器等の節電など具体的取組を含む自主的な節電計画を策定し実施することとする。
- 計画の策定にあたっては、資源エネルギー庁が示した「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」等を活用することとする。

(4) 家庭や事業者に対する県の支援

ア 家庭に対する支援

- 家庭における「節電の見える化」を推進し、家庭における効果的な節電対策を支援するため、消費電力を計測しモニターに表示する「省エネナビ」を貸与する。
- 家庭における節電の取組例とその節電効果や経済的メリットをわかりやすく紹介するリーフレットを作成し、各家庭に配布する。

イ 事業者に対する支援

- 県の「民生業務部門温暖化対策事業」により、中小企業等を対象に無料の省エネ診断を実施するとともに、省エネ改修経費の一部を助成する。
- 県独自の巡回節電指導を行うとともに、国の巡回節電指導や出張説明会の周知に努め、その積極的な利用を呼びかける。

ウ 太陽光発電システムの普及促進

- 新エネルギーの導入促進と地球温暖化防止を図るとともに、夏期の節電対策の一環として、太陽光発電システムの設置経費の一部を助成する。

5 電力需給逼迫時の県の対応

- 「需給逼迫警報（仮称）」が発出された場合は、東北電力や市町村等と連携し、速やかに県民、事業者への情報提供を行う。
- また、県有施設においては、あらかじめ策定している行動計画に基づき、日常的に取り組む対策（レベル1）に加え、需給逼迫時に取り組む対策（レベル2）を実施するとともに、市町村等に対しても追加的対策の実施を要請する。
- 大規模停電の発生や計画停電が実施される場合に備え、あらかじめ各部局においてその影響や対応について取りまとめ、計画停電が予告された場合は、県民生活・被災地支援本部を招集し対応することとする。

県内の環境放射能への対応状況について

平成 23 年 7 月 29 日
生 活 環 境 部

1 環境放射能調査

3 月 1 2 日の福島第一原子力発電所の事故発生以降、放射能による影響を把握するため、測定体制を強化し調査を行っている。

これまでの測定結果は、秋田市の空間放射線量の通常値の範囲内にあるか、または国が定めた基準値を大幅に下回った数値になっているなど、問題のないレベルとなっている。

＊ 以下の項目についての測定結果は、県のホームページに逐次掲載している。（調査地点図は裏面）

①空間放射線量、水道水、降下物の放射能濃度調査

- ・ 秋田市/健康環境センター、湯沢市/雄勝地域振興局において定期測定
- ・ 県内 1 2 地点、小・中・高等学校等 3 4 校のグラウンド等の空間放射線量を測定

②水浴場・プールの放射能濃度と空間放射線量調査

③農林水産物の放射能濃度調査

④下水道汚泥等の放射能濃度の測定調査

2 放射能対策チームの設置

7 月に入り、高濃度の放射性セシウムを含む焼却灰が県内に運び込まれた問題や、放射性物質に汚染された稲ワラを給与された肉用牛が流通している問題を受け、「県民生活・被災地支援本部」に、あらたに全部局で構成する放射能に係わる「放射能対策チーム」を 7 月 1 9 日に設置し、その体制の強化を図っている。

取組内容

- ①環境放射能の測定及び情報提供
- ②放射能の影響に関する健康相談(放射線量の検査を含む)
- ③放射能による県内産品の影響対策
- ④県外から搬入される放射能を含んだ廃棄物対策等
- ⑤食品の安全・安心対策

(参考) 環境放射能の調査地点図

放射性物質調査地点

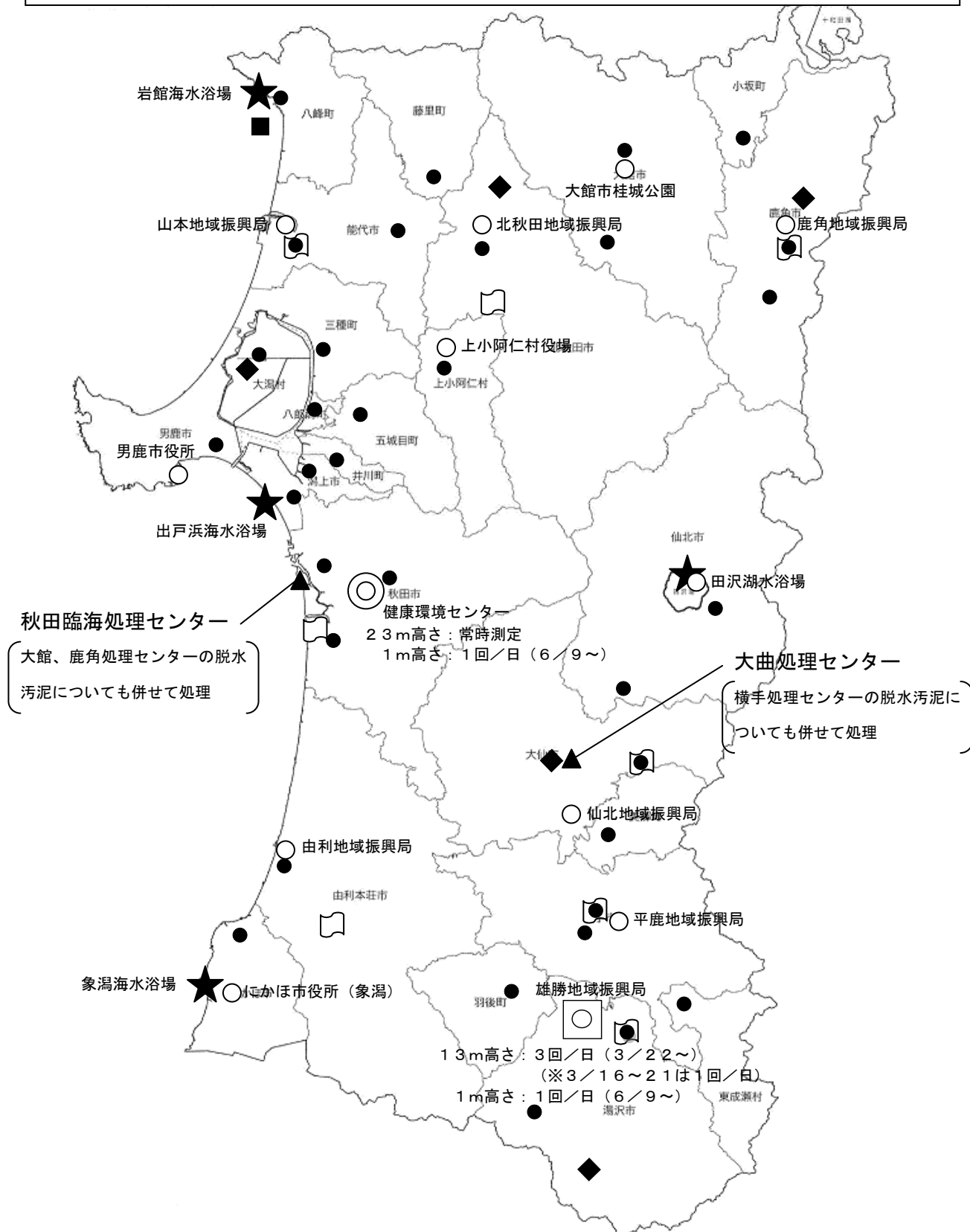
★：水浴場の環境放射能調査（4地点）

☐：プール水の放射性物質調査（8地点）

◆：牧草の放射性物質調査（5地点、2回実施）

▲：下水道汚泥等の放射性物質調査（2地点）

■：海産物（藻類）の放射性物質調査（1地点）



秋田デスティネーションキャンペーン 展開スケジュール（イメージ）

資料14

